

景観形成ガイドライン

—（社）大阪府建築士事務所協会—

第1章 はじめに

1. ガイドラインの目的

大阪府景観計画に基づき、地域の景観特性に調和した建築・開発等を誘導し良好な景観形成に寄与するため、景観に関する業務を景観の専門家として実施できるようにすることを目的とし、行為の制限に関する基準に適合するための参考資料として、具体的な視点や手法、考え方について示しています。

2. ガイドラインの構成

ガイドラインは、「景観形成の心得」「景観計画の区域」「景観形成の具体的視点・手法」の3つの内容で構成しています。

「景観形成の具体的視点・手法」においては、「全ての景観計画区域」に適用される基準の内容とその適合に向けた具体的な手法と、「区域別」に適用される基準・手法を記載しています。

3. ガイドラインの使い方

「景観形成の具体的視点・手法」における、「全ての景観計画区域」に適用される内容については、全ての建築・開発において配慮を求める内容としています。

「区域別」に適用される内容については、各地域の地形や自然、市街地の状況など、その特性と調和することを重視し、地域の景観に大きな影響を与える可能性のある建築・開発について配慮を求める内容としています。

それぞれの地域で建築・開発を行う場合、その地域の景観に対してどのような影響を与えるのか検討した上で、本ガイドラインを参考にして配慮していただきたいと思います。

